

(質疑応答) 令和4年度 入札・契約制度の改正等についての説明会

質問内容	回答	項目
資料1頁、工事における低入札価格調査制度等の改正の項目の中で、現場管理費の算出率の80%から90%に引き上げの実施時期は、令和4年5月1日となっていますが、公告日が5月1日以降の工事からでしょうか？それとも入札日が5月1日以降の工事でしょうか？	5月1日以降に入札公告及び指名通知する案件が対象となります。	調査基準価格
建設キャリアアップシステムの活用について、山口県のHPにて公表されている「建設キャリアアップシステム活用モデル工事施行要領」内に「登録技能者率」と「就業履歴蓄積率」とありますが、違いがよく分かりませんでした。もう少し具体的な説明をしていただけますでしょうか。	「登録技能者率」は、建設キャリアアップシステムに登録していれば、工事現場に設置されたカードリーダーへタッチして入場していなくても、数にカウントして割合を算出します。 一方、「就業履歴蓄積率」は、実際に工事現場に設置されたカードリーダーへタッチして入場した技能者の数の割合を算出します。これは、技能労働者が、日々のカードタッチを失念することなく、確実にカードタッチが行われることを確認するものです。	CCUS
「建設キャリアアップシステム活用モデル工事施行要領」内の「5実施方法等」の(4)に「CCUS活用状況が確認できる資料及び下表に示すすべての基準の達成状況が確認できる資料」とありますが、具体的にどのような資料か例を示していただくことは可能でしょうか。ご教示願います。	受注者が提出する資料は、以下を想定しています。 「活用状況が確認できる資料」 現場事務所等へのカードリーダーの設置状況の分かる写真 「基準の達成状況が確認できる資料」 システムで出力される帳票（施工体制登録事業者一覧、施工体制登録技能者一覧、就業履歴一覧など）及び計測日に作業していた事業者、技能者が分かる日報などの資料	CCUS

(質疑応答) 令和4年度 入札・契約制度の改正等についての説明会

質問内容	回答	項目
建設キャリアアップシステム（CCUS）活用モデル工場の試行について現場運用カードリーダーなどのリース費や購入費は、業者で負担しなければならないのでしょうか？	建設キャリアアップシステム活用モデル工場の試行では、CCUS活用に関する費用（カードリーダー等購入・設置費、現場利用料、登録料等）は設計計上しません。	CCUS
建設キャリアアップシステム（CCUS）活用モデル工場の試行について下請事業者や下請技能者が登録してもらわないと成り立たない案件であると思うが、元請業者が下請け業者に登録のお願いをしなければなりません。その場合の登録に伴う費用負担は、元請業者とすれば下請け業者にお願ひしないといけません、下請け業者の負担が増えないか懸念するところあります。登録に関する費用については、どのようにお考えでしょうか？	建設キャリアアップシステム活用モデル工場の試行では、CCUS活用に関する費用（カードリーダー等購入・設置費、現場利用料、登録料等）は設計計上しません。	CCUS
工事における総合評価方式の評価基準等の改正で、ア「継続学習制度の取組状況」、イ「地域活動実績」の適用期間は令和4年7月1日以降公告する工事にも適用予定はあるのでしょうか。	令和4年3月25日付のお知らせ「総合評価方式における評価基準等の改正について」に記載のとおり、令和4年度の特例的な対応となりますので、令和5年3月31日までに入札公告する工事で適用されます。	総合評価（工事）
工事成績評価における評価項目の追加で、●建設DX活用については請負対象設計額の基準はあるのでしょうか。	工事成績評価の対象となる工事（請負金額が5百万円を超えるもの）は、すべて対象となります。	工事成績評価

(質疑応答) 令和4年度 入札・契約制度の改正等についての説明会

質問内容	回答	項目
<p>優良建設工事表彰制度の改正について優秀建設技術者の表彰対象者となった者は以後の総合評価方式における入札に配置予定技術者として申請した場合、有利となるような対応はあるのでしょうか。</p>	<p>現時点では、総合評価方式の評価項目に、配置予定技術者への優良建設技術者の表彰対象者の配置を追加する予定はありませんが、今後の国・他県の動向に注視してまいります。</p>	<p>優良表彰</p>
<p>「8 優良建設コンサルタント等業務表彰（仮称）制度の導入」における表彰の対象範囲についてご教示をお願いします。</p> <p>県内に本社を有しない者が実施した業務の内表彰の対象となる業務は、県内の営業所等に常駐する技術者が管理技術者として従事した業務のみで、それ以外の業務は対象にならないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p> <p>「県内に本社を有しない者」が実施した業務で表彰対象となるのは、①県内の営業所等に一定数の技術者を常駐させている者が受注し、②当該業務の管理技術者が県内の営業所等に常駐している者である業務、となります。</p>	<p>優良表彰（業務）</p>